

非常変災時における臨時休校と登下校について

台風・地震発生等の非常変災時における臨時休業等の措置については次ぎのとおりです。テレビやラジオ放送で発表内容と時刻をご確認の上、お間違いのないようお願いいたします。

また、非常変災時には関係機関等からの緊急連絡を受けるため、学校の電話回線を確保する必要があります。電話による問い合わせはできる限りご遠慮ください。

1. 大雨警報、洪水警報、暴風警報、又これらに係る特別警報が発令された場合の対応は次の通りです。

登校状況	時刻	気象状況	対応
前日	午後7時	気象情報により警報発令が明らか	臨時休業 午後7時までに教育委員会から決定する。警報の有無にかかわらずない。
登校前	午前7時	警報発令	自宅待機 午前9時まではテレビやラジオ、インターネット等の気象情報に注意する。 ※市教委の判断により臨時休業となった場合は自宅待機とせず臨時休業とする。
自宅待機中	午前9時までに解除	警報が午前9時(ちょうどを含む)までに解除	登校 (解除された時点で安全に登校) 通常の授業 ※ただし給食はありませんので4校時終了後下校する。
	午前9時現在	警報がそのまま発令中	臨時休校 午前9時以降に解除されてもそのまま全日臨時休校とする。
在校中	—	警報発令	下校 状況によっては学校一時待機や保護者迎えの要請がある。必要に応じてミマモルメ等で連絡する。 警報発令が11:00までの場合は原則、給食を食わずに下校する。
	*生徒が下校の場合、自宅への帰宅を避けるご家庭では、知人宅、親戚宅など避難場所をあらかじめ設定ください。		

※翌日に尼崎市に警報が発令される可能性が高い、大型の台風が直撃する等の場合には、尼崎市教育委員会の判断で臨時休校を決める場合があります(ミマモルメで連絡及び前日のうちに尼崎市HP、防災ネット等の発表を確認してください。)



(市のHPのQRコード)

2. 地震発生時の場合の対応は次の通りです。

	地震	学校の対応	給食
登校前	震度5弱以上の地震	臨時休業とする。	中止
	避難情報の発令	避難情報の発令に係る地域が校区内に含まれる場合は臨時休業とする。	
登校後	震度5弱以上の地震	① 避難行動をとる。	
	避難情報の発令	② 待機させ安全を確保したうえで下校させる。	
登下校中	震度5弱以上の地震	① 生徒は安全と考える場所(自宅、学校等)に避難する。 ② 登校した生徒については、待機させ安全を確保したうえで下校させる。	